

算等に付き争あるときは其判定を小作審判所に請求することを得ず

第二十六條 小作審判所は小作料につき争あるとき先づ相當小作料を判定し併せて他の争點に付判断するものとす

第二十七條 小作審判所が相當小作料の判定を爲すに左の事項を斟酌することを要す

一、土地の生産力

二、風水害其他の災害の多少

三、努力肥料其の他小作地の經營に要せし小作人の支出

四、小作人の爲し又は負擔したる土地改良

五、小作人の爲し又は負担したる現物小作料の改良

六、隣地の小作料

第二十八條 相當小作料は三年間之を變更することを得ず但し小作地の一部の減失又は一部返還の場合に於ては此の限りに非ず

第二十九條 相當小作料の判定ありたる小作地の地主は敷金、保證金前拂小作料手數料小作權設定料其他直接間接名義の何たるを問はず相當小作料以外の利益を受く

拂を取くるまでその小作を繼續することを得

前項の場合に於て耕作の中途又は小作人の損害最も少き時期に非ざる時期に於て償還又は支拂ありたるときはその收穫を終りたるとき又は爾後一年内の小作人の損害最も少き時期までその小作を繼續することを得

第三十四條 小作人が故意又は重大なる過失に因りてその小作地を著しく荒廢せしめ若は之を毀損したるときは地主は小作人に對して之によりて生じたる損害の賠償を請求することを得

第四章 審判執行の記載

第三十五條 小作地の作物は之を差押ふることを得ず

第三十六條 小作地に小作人の立入を禁止する趣旨の假處分は之を許さず

第五章 小作審判所

第三十七條 小作審判所は小作權小作地の賣却小作料費用の償還又は第三十條及第三十一條の損害賠償に關する

紛争ありたるとき之を判定す

第三十八條 小作審判所の管轄地域は區裁判所の管轄によるものとす

第三十九條 小作審判所は地方裁判所の任命したる専任判

ることを得ず

既に受けたる敷金保證金等は相當小作料の判定ありたる日より一月以内に小作人に返還することを要す

前二項の規定は小作料の减免又は支拂猶豫の判定ありたる場合に之を準用す

第三章 費用の償還及損害賠償

第三十條 小作人が小作地につき公租公課其他地主の負擔に屬すべき必要費を支出したるときは地主は直に其の費用を小作人に償還するを要す

第三十一條 小作人が小作地に谷土、灌漑、排水工事等の土地改良を爲し又は其の他の有益費を支出し小作地返還の際其價額が現存するときは地主は小作人の選擇に従ひその費用又は増加額を小作人に償還することを要す

第三十二條 小作人が小作地に播種播植したる作物、築造したる工作物その他の設備にして小作地返還の際現存し前二條により其の費用を償還せられたるものに付いては小作人はその際に於ける地主に對し相當價額を以て買取る可乞ことを請求することを得

第三十三條 小作權消滅の場合に於て小作人の前三條の支

第三十條 審判長一名及投票によりて選任せられたる審判員十名を以て之を構成す

第四十條 審判員は投票によりて正員十名、豫備員十名選出せらるゝものとす

第四十一條 審判員の選舉權及被選舉權は二十歳以上の男女にして一反歩以上を引續き一ヶ年以上耕作したるもの之を有す

第四十二條 審判員の任期は二年とす

第四十三條 審判員の審理は公開し判定の評議は之を公開せず

第四十四條 小作審判所の判定は地方裁判所長の認可決定ありたるととき判決と同一の効力を有し之に對しては控訴院に控訴することを得

第四十五條 小作審判所の審判員の選舉、審判員の職務権限等は勅令を以て之を定む

第六章 判則

第四十六條 左の各項に該當するものは 月以上 年以下の懲役若しくは 圓以上 圓以下の罰金に處す

一、第五條又は第七條により地主が自作の目的を以つ